別基準雇用者数 （十八）付表一「32」）
除限度額 内書））＋20万円×（６の内書）

」を「

地方事業所特別基準雇用者数 （別表六の二（十七）付表一「32」）
税額控除限度額 （30万円又は40万円）×（(6)－（６の内書））＋（20万円又は30万円）×（６の内書）

」に、「

地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十八）「28」）×別表六の二（十八）付表三「10」／別表六の二（十八）付表三「11」
特定建物等の取得に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十七）「９」）

」を「

地方事業所基準 （別表六の二（十 （別表六の二（十
特定建物等の

」に改め、「

雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 七）「28」）×別表六の二（十七）付表三「９」／別表六の二（十七）付表三「10」 又は 七）「40」）×別表六の二（十七）付表三「15」／別表六の二（十七）付表三「16」
取得に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「９」）

」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号(2)において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の２第２項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同項」を「租税特別措置法第68条の15の２第２項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項」に改め、同第11号中「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二（十八）付表一「32」）　(6)」」を「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二（十七）付表一「32」）　(6)」」に、「別表六の二（十八）付表一「34」」を「別表六の二（十七）付表一「34」」に改め、同第11号を次のように改める。

3　「税額控除限度額（30万円又は40万円）×（(6)－（６の内書））＋（20万円又は30万円）×（６の内書）　(7)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が１年に満たない場合には、「（30万円又は40万円）」とあるのは「（30万円又は40万円）×当該連結親法人事業年度の月数／12」と、「（20万円又は30万円）」とあるのは「（20万円又は30万円）×当該連結親法人事業年度の月数／12」として記載すること。

(2)　当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和２年改正法附則第96条第２項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいう。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消すこと。

別表六の二(十八)付表を別表六の二(十七)付表とし、同表の次に次の１表を加える。